

会長声明

全面的国選付添人制度の実現を求める会長声明

少年事件の弁護士付添人は、少年に必要な法的・社会的援助を総合的に行うことができる存在として、家庭裁判所の少年審判手続での事実認定や保護処分が適切に行われるようにする活動をし、また家庭・学校・職場などの環境調整及び被害者への対応などを行っている。

日本弁護士連合会は弁護士付添人の重要性を自覚し、全会員の特別会費による少年保護事件付添援助制度を設け、当会は少年鑑別所に収容された少年に対し、少年や保護者からの要請を受けて弁護士を派遣し、無料で少年との面会を行う少年当番弁護士制度を実施している。

子どもの権利条約第37条(d)は「自由を奪われたすべての児童は、…弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有」すると規定している。弁護士付添人により適正手続を保障し、更生を支援するという法的援助を行う制度を設置することは、本来は国の責務である。

被疑者国選付添人制度の対象事件が2009年5月から必要な付添人事件に拡大された。しかし、少年事件の国選付添人制度は一定の重大事件などに限定され、かつ、家庭裁判所の裁量的選任である。このため、被疑者段階では弁護士の援

助を受けられた少年の大多数が、自ら費用を負担して付添人を選任しない限り弁護士による援助が受けられない事態に至っている。2008年の全国統計によれば、少年鑑別所に送致された少年の総数11,519人のうち弁護士付添人が選任された少年は4,604人・約40%にとどまり、このうち国選付添人が選任された少年は、わずか422人・約3.7%のみである。このように少年に対する法的援助の実情は極めて不十分である。

とりわけ少年鑑別所での身体拘束を受けた少年は、事件の軽重を問わず、成育歴や家庭環境に問題を抱えていることが多く、また、少年院送致等の重大な処分を受ける可能性が高いことからすれば、国費による弁護士付添人の援助の体制を早急に整える必要がある。

当会は、国選付添人制度の対象事件を、少なくとも少年鑑別所での身体拘束を受けたすべての少年の事件に拡大することを強く求めるものである。

2010(平成22)年3月2日
東京弁護士会会長 山岸憲司

民法(家族法部分)の早期改正を求める会長声明

法務省は、本年2月19日、選択的夫婦別氏制度などを導入した民法改正案(概要)を公表した。法制審議会が14年前に答申した法律案要綱をようやく法案化するものであり、国会での早期成立を強く求める。

夫婦の選択肢を増やし、その自己決定権を拡充する選択的夫婦別氏制度は、両性の平等と男女共同参画社会実現のために、早急に導入されるべきである。民法が定める夫婦同氏の原則のもとでは、夫婦は、婚姻に際し夫または妻のどちらか一方の氏を選択しなければならない。我が国では96.3%の夫婦が夫の氏を選択しており(2006年人口動態統計)、女性が改氏を余儀なくされる社会的不利益は大きい。氏名は個人として尊重される基礎であり、人格の象徴として人格権の一内容を構成するものであって(最高裁昭和63年2月16日判決)、婚姻後も自己が永年使用してきた氏を継続して使用することは、法律上も保護されなければならない。

また、女性にのみ課している再婚禁止規定(民法733条)は早期に見直すべきである。これは、主に父子関係の確定のための規定とされるが、夫婦や家族のあり方が多様化した今日の実情にそぐわないばかりか、科学技術の発達により親子関係の確定が容易になったことから、もはやその必要性も大きく減退している。

さらに、子が数人あるときに婚外子の相続分を嫡出子の2分の1とする規定(民法900条4号)は、本人の意思や努力によって変えることのできないものを身分として定めるものであって、憲法14条、憲法24条に違反するものとして違憲であり、早急に改正すべきである。

国連においても、日本における民法(家族法)のあり方はたびたび問題とされている。女性差別撤廃委員会の最終見解(2009年8月7日)では、選択的夫婦別氏、再婚禁止期間の短縮、婚姻年齢の18歳への引き上げ、婚外子の相続差別撤廃を勧告し、この勧告実施に関する詳細情報を二年以内に提出するよう政府に求めている。また、自由権規約委員会の最終見解(2008年10月30日)でも、女性の待婚期間の廃止、男女の婚姻年齢の一致、婚外子の差別条項の除去などの民法改正が求められている。

よって当会は、選択的夫婦別氏制度の導入、再婚禁止期間の見直し、婚外子の相続差別撤廃等を始めとした民法(家族法)の改正法案が国会に早期に提案され、速やかに可決成立されることを強く求めるものである。

2010(平成22)年3月4日
東京弁護士会会長 山岸憲司

朝鮮学校を高校無償化制度から不当に排除することに反対する会長声明

1 本年2月25日に衆議院で審議入りしたいいわゆる高校無償化法案（「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案」）に関し、政府部内で朝鮮学校を適用の対象外とするか否かについて検討がなされている。

2 高校無償化法案は、「高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する」ことを目的とし、また高等学校等就学支援金の受給者は私立高等学校等に在学する生徒とされていることから、朝鮮学校に在学する生徒にも経済的負担を軽減し教育の機会均等が保障されるべき必要性があることに変わりはない。

また、朝鮮学校については、教育課程等の確認ができないとの考え方も報道されているが、朝鮮学校の教育課程に関する情報は、各種学校の認可を受ける際に必要に応じて提出され、現に、これまで多くの大学が朝鮮学校卒業生の大学入学資格を認めてきている。

3 そもそも、朝鮮学校に在籍する生徒には、日本国憲法

第26条1項、同第14条、国際人権規約A規約（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」）第13条、人種差別撤廃条約（「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」）などにより、学習権が保障され、その保障に関しては平等原則に違反してはならないとされているのであり、朝鮮学校を高校無償化の対象から除外することは、朝鮮学校に在学する生徒の学習権を侵害し、平等原則に違反するおそれ大きい。現に、去る2月25日ジュネーブで開催された国連の人種差別撤廃委員会においても、高校無償化法案で朝鮮学校の除外が検討されていることについて、委員から人権保障の観点から懸念する意見が出されたことが報じられている。

4 当会は、朝鮮学校に在学する生徒の学習権を平等に保障する観点から、朝鮮学校を高校無償化の対象から不当に除外されることのないよう求める。

2010（平成22）年3月11日
東京弁護士会会長 山岸憲司